

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成 31 年 3 月 14 日

東京都作業部会確認年月日 平成 31 年 3 月 20 日

(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 8 月 7 日)

事業名 会場整備のためのプロジェクト・マネジメント等

案件名 仮設オーバーレイ等に係るプロジェクトマネジメント業務委託（その3）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本件は、仮設等のインフラの整備の一部であるから、都が経費の一部を負担する理由がある。また負担額については、オリ経費は都及び都外自治体所有施設分、パラ経費は組織委 2：国 1：都 1 となっており、いずれも合意に基づいている。</p> <p>(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 8 月 6 日)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>仮設オーバーレイ工事の統合的管理業務であり、当事者たる組織委が実施するべきである。また、オーバーレイ、仮設等のインフラ整備の一部であり、組織委が実施することが合意に沿っている。</p>	
<p>経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務において戦略を立案し実行に移すことにより、各会場の確実な整備を遅滞なく実施することが可能である。 ・各会場を統合管理するとともに、各会場担当ラインの技術面でのサポートを行い、大規模（世界的イベント）、広域（全国約 44 か所の会場）、同時実施、複雑（恒設工事や他 F A 工事と輻輳等）な事業を円滑かつ確実に執行するうえでは不可欠な業務である。 ・2019 年度及び 2020 年度は各会場における実施設計や工事の実施に伴い増大する、会場共通事項に関する建築基準法への対応、契約変更管理、工事工程進捗の確認等、専門性を伴う業務へ対応するため、必要な事業である。 ・I O C からプロジェクトマネジメント業務を発注し、戦略的に統合管理することを強く実施を要請されている。 <p>(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 8 月 6 日)</p> <p>・なお、今回の契約変更は、大会延期に伴う締結済みの契約の業務内容の見直しを含むため、現時点で手続きを進める必要がある。</p>	

	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な体制を検討し、効率的かつ柔軟な業務遂行ができるように計画されている。 ・国交省基準を用いて積算しているため適正である。 ・本委託において、撤去工事における 3R の詳細実施計画や実績管理方法を検討していくことを確認した。 <p>(契約変更に伴う再確認日 令和2年8月6日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な体制を検討し、効率的かつ柔軟な業務遂行ができるように計画されている。 ・国交省基準を用いて積算しているため適正である。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去大会（ロンドン）でも同様の業務を行っている。 ・起工額は受託会社職員（最大 55 名）が専任で業務にあたるため、必要な費用である。 ・30 年度業務との継続性が必要であるため、30 年度受託者が引き続き業務を行うことが適当である。 ・引き続き、全体予算を踏まえ、本案件の適切な事業管理に努めていただきたい。 <p>(契約変更に伴う再確認日 令和2年8月6日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会延期に伴う業務量を考慮し、経費の削減に努めている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各会場の仮設オーバーレイ工事のマネジメント業務であるため、仮設オーバーレイ工事と同様の公費負担するに値する。 ・V3 予算内であることを確認した。 <p>(契約変更に伴う再確認日 令和2年8月6日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図るとともに、簡素化の内容が確定した後、その内容にあわせて業務量を再度精査し、結果を改めて都に説明を行うこと。また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。